

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外117名
被告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外92名
被告 国

原告準備書面(16)の口頭弁論要旨 (被害論その2)

2018(平成30)年9月18日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人
弁護士 中 村 尚 志

第1 はじめに

本件において、原告らは新安保法制法の成立及び施行によって受けた平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害を訴えています。

準備書面(16)では、第1陣原告らに関する準備書面(6)(被害論その1)に引き続き、第2陣原告らの被害事実をあげつつ、その深刻な権利侵害を明らかにしていきます。

第2 原告らの被害(総論)

準備書面(16)では、第2陣の原告らを4つのグループ、すなわち①子どもや孫を持つ原告、②信念や生き方を害された原告、③基地が攻撃対象となる高い蓋然性を持った危険に恐怖を感じ、その平穏な生活と精神を害される原告、④集団的自衛権の行使により自衛隊員が負傷または戦死する高い危険性が生じていることに恐怖を感じる原告、というグループに分けて、それぞれ原告らの被害を主張します。まず、これら4つのグループそれぞれの総論的な被害について述べ、その後、原告らの具体的な被害を述べます。

1 子どもや孫を持つ原告

子を持つ親は、新安保法制法の成立により、日本が戦争をする国になり、若者が兵士とされる具体的な危険を感じ、子どもの平穏で人間らしい最低限の幸福な生活を願う者として、居たたまれない不安・焦燥・苦悩にさいなまれています。

徴兵制を敷かずとも、若者が経済的苦境から自ずと自衛官を選択せざるを得ない、いわゆる経済的徴兵は、アメリカでも現実に起きている事象です。今 の非正規雇用の増大による生活不安定層の拡大という社会情勢に鑑みるととき、子の将来を案ずる親の悲痛な思いは現実的なものです。

子どもや孫の将来を案することは、人間の本性であり、子や孫が人を殺し・殺される状況に置かれることは、人間としての根源的な幸福を奪われることを意味します。それは人格権を侵害していると言わざるを得ません。さらに言えば、平和的生存権も侵害された状況にあります。

このグループでは、原告 [REDACTED] の被害を主張します。

2 信念や生き方を害された原告ら

太平洋戦争での敗戦により、戦前からの価値観が一変し、多くの国民・市民がそのことに大きな戸惑いがありました。しかし、戦後、多くの人は、憲法の個人尊重の理念、平和主義の理念を自分のものとすることで、憲法が人格形成の中心になり、憲法はいわば人格の中心に位置するゆるぎなき骨格となっています。戦後に生まれ育った原告にとっても、憲法が人格形成の中心にしっかりと位置してきたことは同様です。憲法とともに、それに支えられ生きてきた多くの原告にとっては、新安保法制法の成立は、自らの生の否定であり、人格の否定であり、自分の生きることの中心に位置するものの破壊です。個人にとって、これほど大きな苦痛はありません。原告らは、新安保法制法により、これまで築いてきた自己の人格と自己の意思に基づいて生きることを傷つけられたのであり、人格権を侵害されています。

このグループでは、原告 [REDACTED]、原告 [REDACTED]、原告 [REDACTED]、原告 [REDACTED]、原告 [REDACTED]、原告 [REDACTED] の被害を主張します。

3 基地が攻撃対象となる高い蓋然性を持った危険に恐怖を感じ、その平穏な生活と精神を脅かされる原告

新安保法制法により、日本がアメリカとともに他国間で戦争になった場合、米軍基地、自衛隊基地のある都市が真っ先に攻撃対象となることは、火を見るより明らかです。基地周辺に住む原告らは、基地がテロ攻撃の対象になる

ことも覚悟しなければなりません。新安保法制法は、その成立以前から存在した危険の蓋然性をたとえようもなく高めました。基地周辺に暮らす人々の恐怖はすでに現実のものになっており、その平和的生存権、人格権が侵害されています。

このグループでは、原告■の被害を主張します。

4 集団的自衛権の行使により自衛隊員が負傷または戦死する高い危険性が生じていることに恐怖を感じる原告

新安保法制法により、日本がアメリカ等他国の戦争に関与した場合、実際に戦闘行為を行うのは自衛隊員です。戦闘になれば、敵国は日本の自衛隊だけを攻撃対象からはずすということはあり得ず、自衛隊員が殺し、殺されるという関係に立ちます。現役自衛隊員及びその家族はもちろん、自衛隊員は連帯感が強く、自らの後輩である現役自衛官が負傷し、戦死することは、元自衛官にとっても自らが負傷し、戦死することと同じように非常に苦痛を感じており、人格権が侵害されています。

このグループでは、原告■の被害を主張します。

第3 原告らの被害（各論）

1 幼い子どもを持つ原告■の場合

原告■は、米海軍や自衛隊を擁する佐世保で生まれ育ち、妻と幼稚園に通う娘がいます。

安保法制法が制定されたとき、原告■は涙を流しました。「この子が大きくなる頃には戦争が起きているかもしれない。」という思いが浮かんだからです。また、それと一緒に「有権者である私たち大人の都合で、何の罪もない娘たちの世代が戦争に行かなければならなくなる確率を高めてしまった。」と後ろめたさすら感じました。娘が大きくなつたころには、娘たちの世代は、女性自衛官もいる以上、男性・女性を問わず、戦争に行かなければならなくなり、戦地で人を殺し、殺されるような事態が生じかねないと感じています。そのことを考えると、親として本当に耐え難い気持ちになります。原告■の、子の親としての思いは、人間の本性、人の精神活動の根源のところにあるものであり、新安保法制法が原告■のような親から奪っている権利は、まさに人格権そのものであり、平和な中で暮らす平和的生存権です。

2 環境学・平和学をライフワークとしている学者原告■の場合

原告■は、環境学・平和学をライフワークとしています。原告■の平和学は「ガルトゥング平和学」（ヨハン・ガルトゥング博士 1930年ノルウェー

一生まれ）がベースとなっています。ガルトゥングが提案した「積極的平和」は、「戦争も構造的暴力（差別、抑圧、格差、貧困、飢餓、環境破壊など）もない状態」をさす概念です。

日本国憲法の内容は、ガルトゥング平和学の精神にかなったものであり、原告■■■の研究とも関連があります。原告■■■は、長崎大学の教養科目「平和講座」に1997年の長崎大学着任以来参画し、現在は科目責任者をしています。同科目では、戦争の問題（加害の面と被害の面）と構造的暴力の問題（原発と核燃料サイクルによる災害など）をとりあげており、ガルトゥングの提唱する「積極的平和」をめざす価値観への関心を呼び起こすことを科目の目的としています。

しかし、新安保法制法により、2016年秋には南スーダンPKOで自衛隊が「殺し、殺される」状況になりました。また、防衛装備移転三原則により次のイスラエル軍のガザ攻撃に日本企業が貢献する（イスラエルの攻撃兵器や偵察兵器に日本製部品が使われる）おそれもあります。

新安保法制法に基づく自衛隊の南スーダンPKO派遣などにより、「積極的平和」の実現を信念とし、それに基づいて研究と教育活動をライフワークとして続けてきた原告■■■の人生は傷つけられました。これはまさしく原告■■■の人格権を著しく侵害しているものであります。

3 地域で平和学習会を開催する原告■■■の場合

原告■■■は高校を卒業して就職した後、「風化に抗して」等の被爆者の体験誌などを通して、自分なりに戦争について少しずつ勉強しました。「風化に抗して」や別の被爆者の手記を読み、その中から込み上げてきたのは、戦争に対する憤りと怒りでした。

また、原告■■■は、夫の本棚にあった「死者が語る戦争」という写真集の内容に強い衝撃を受けました。この写真集は、日中戦争、太平洋戦争、原爆被害、ベトナム戦争、アフリカ各地の紛争を舞台とする、すべてが死者の写真であり、死者の写真を通して戦争の真実を切り出したものでした。掲載された写真の一つ一つが、原告上村の心を激しく揺さぶり、怖くて痛ましく、悲しく、憤りで胸がいっぱいとなり最後まで見ることができないほどでした。

原告■■■は、この写真集や被爆者の体験誌等を通して、戦争がこんなに残酷で、ごく普通の市民、子どもたちが虫けらのように殺され、人間としての尊厳も何もないまま死んでいく戦争について、「今後絶対にあってはならない」という思いを強く強く心に刻みつけました。

原告■■■は、平成17年ころ、自民党が新憲法草案を発表し、また第1次安倍政権が発足して教育基本法を改正したころから、少しずつ日本の行く末に

不安を感じるようになりました。そのように感じた原告[■]は、この「平和な日本、安心して暮らせる日常」を自分たちの子どもや孫、さらにはこれから生まれてくるであろう未来の子どもたちに繋ぎたいという思いから、「小ヶ倉・ダイヤランド地区平和学習会」を始めました。この平和学習会は、平成17年から現在まで年1～2回の頻度で毎年開催しており、毎回50～80名前後の地域住民が参加しています。毎回、講師に講演してもらうとともに、「今平和だからこそ聞ける音楽のつどい」（コンサート）も開催しています。

新安保法制法の制定により、原告[■]は将来の戦争やテロリズムへの恐怖や不安で胸がつぶされそうです。新安保法制法の制定・施行は、平和学習会を開催し「平和な日本、安心して暮らせる日常」を子どもたちに繋ぎたいという思い、信念を踏みにじるものであり、原告上村は耐えがたい、大きな苦痛を感じています。このような精神的被害は、原告[■]の人格権、平和的生存権を侵害するものです。

4 平和教育に力を入れてきた元教職員である原告[■]の場合

原告[■]は、旧満州の新京特別市（現在の長春）で1938年1月に生まれました。戦後、日本への引揚げまでの間、また引揚げ時に、原告[■]はたくさんつらい思い、怖い思い、体験をしました。

原告[■]は、自身の戦争体験を経て、二度とこのような思いをしたくないし、自分以外の人間にもしてもらいたくないと強く思うようになりました。新制中学1年の社会の時間に、復員してきた先生が「日本国憲法は戦争放棄を9条に持ち、侵略戦争でアジアの国々の多くの人の命を奪ったことを謝罪し、二度と戦争はしないという証だ」と熱心に教えられたことを今でも覚えています。この先生の教えが、原告[■]の戦争体験と憲法9条を強く結び付け、「戦争のない平和な世の中にしたい」という信念を作り上げました。

原告[■]は、40年間、長崎県内の高校・中学の保健体育の教師として勤務しましたが、この「戦争のない平和な世の中にしたい」という信念は、原告[■]の教師生活にも大きな影響を与えました。この信念があったからこそ、原告[■]は平和教育に力を入れてきました。退職後も「教え子を再び戦場に送るな！」をスローガンに掲げる「長崎県退職女性教職員の会」の代表などを務め、平和の大切さを語り、手記などでも訴えてきました。

憲法9条により他国の戦争に巻き込まれることはないと、原告[■]の教え子も自衛隊に入隊していました。しかし、新安保法制法による集団的自衛権の行使は、自衛隊の海外派兵に繋がり、アメリカとの協同による戦争を行うことになりかねません。原告[■]は、自衛官になった教え子が、また自衛官となつた教え子の子ども達が、「海外派兵により戦争に送られ、殺し・殺される未

来」がすぐ近くまで来ているのではないかと心が引き裂かれそうです。新安保法制法の制定・施行は、原告■の「戦争のない平和な世の中にしたい」という信念、そしてその信念に基づいて行ってきた教育活動を否定するものであって、原告■の人格権は大きく損なわれ、その痛みは筆舌に尽くしがたいものです。

5 牧師として活動する宗教者原告■の場合

原告■は、日本基督教団長崎飽之浦教会で牧師をしています。

原告■は、平成28年4月に熊本や大分を大地震が襲った際には、長崎県内の牧師仲間と共にいち早く現地入りし、今も月に一度の割合で熊本の仮設住宅を訪問し、ボランティア活動を続けています。これは、原告■が、人の命はかけがえのないものであり、そうであるが故に、宗教とは、人の命に関わっていくもの、寄り添っていくものであると考えているからです。

新安保法制法は、戦争に参加する機会を大幅に容認するものであり、戦争となつた場合に犠牲となるのは、自衛官、ひいては自分たち国民です。国民を命の危険にさらす新安保法制法は、「人の命はかけがえのないものであり、そうであるが故に、宗教とは、人の命に関わっていくもの、寄り添っていくものである」という自分の宗教観に真っ向から反するものであり、原告■は強い悲しみと憤りを感じています。新安保法制法の制定・施行により、原告■は宗教者としての心がもぎとられるような大きな苦しみを受けており、宗教的な人格権を大きく侵害されています。

6 非戦・平和を報道してきたジャーナリスト原告■の場合

原告■は大学卒業後、長崎放送に入社し、カメラマンを2年間経験した後、記者に転向しました。2016年に退職するまで40年間記者を務め、その間30年に渡って、原爆、平和をテーマとしてニュース取材と番組制作を行ってきました。退職後もフリーのジャーナリストとして、原爆、平和問題の取材を続けています。この経験を活かして10年ほど前から長崎大学の非常勤講師として平和講座を担当し、学生たちに戦争と原爆の残酷さ、平和の大切さを伝えています。

原告■は、被爆者や元日本軍兵士らの証言を約300人取材する中で、戦争と原爆の残虐さ、非人道性を知らされました。こうした取材を重ねる中で戦争と原爆の惨禍を繰り返してはならないという思いが強まり、30年に渡つて原爆と平和をテーマとして、ジャーナリストとしての活動を続けてきました。

マスコミの重要な役割の一つは、権力をチェックし、暴走を防ぐとともに国

民に真実を伝えることです。戦時中のマスコミは、軍部と政府に屈服し、軍部の嘘の発表を垂れ流しました。その結果、国民を煽り戦争に駆り立て多くの犠牲者を出しました。日本のマスコミは、その反省に立って戦争につながる動きに警鐘を鳴らし、歯止めをかける責任があります。原告[REDACTED]はジャーナリストの一員として、マスコミの戦争責任を自覚し、非戦と平和の報道に務めてきました。その際、原告[REDACTED]の心強い拠り所となつたのが、憲法9条でした。国の最高法規である憲法が戦争放棄をうたい、武力の行使を禁じていることは、報道で非戦、平和のメッセージを発信する後ろ盾となつたのです。憲法9条こそが原告[REDACTED]のジャーナリストとしての活動を支えてきたのです。

新安保法制法は、歴代政権が憲法違反として認めてこなかった集団的自衛権の行使を強引な憲法解釈によって容認し、日本が海外で戦争することを可能にしました。これは、憲法9条の実質的な改悪であり、戦争放棄をうたつた憲法9条の否定です。憲法9条の平和主義に立脚して日本を戦争する国にさせてはならないと30年にわたって報道を続けてきた原告[REDACTED]のジャーナリストとしての信念、生き方も否定しました。原告[REDACTED]は、憲法を改正して日本を戦争する国に変えようとする動きに反対する世論を高める一市民としても活動すべきと考え、17年前にジャーナリスト仲間らと市民団体を結成し、著名な作家らの講演会を開催し、憲法9条を守ろうと訴えてきました。新安保法制の制定・施行は、戦争につながる動きに抗ってきた原告[REDACTED]の人生を丸ごと否定したのであって、人格権を大きく侵害しています。

7 元地方公務員として住民のために尽くしてきた原告[REDACTED]の場合

原告[REDACTED]は、1976年に長崎県庁に入庁した元地方公務員です。

1981年対馬支庁勤務のとき、軍事は民事に優先するという経験をしました。そのとき、自衛隊の初めての3軍統合演習が対馬で実施されたのです。自衛隊が使用する港湾、道路、空港は対馬支庁に勤務する県職員が設計、建設に携わった施設です。職員が膨大な時間外労働もいとわず職務を全うしてきたのは、対馬島民の民生の向上のためであり、軍事への協力のためではなかったにもかかわらず、自衛隊は構いなしに民生利用を排して諸施設を利用したのです。

既に有事法制が整備されている現在、有事の際は地方自治体は国の統制下に入り、自治体の判断よりも国の判断が優先されます。

原告[REDACTED]は、長年県職員として働いてきたが、地方自治体は住民の暮らしの安定と向上に資することを目的としており、職員もそのために業務に従事しています。新安保法制法はこうした自治体職員の働き甲斐と誇りを奪うものです。原告[REDACTED]は、現在は自治体職員ではないが、自治体職員としてこれまで築き上

げてきたもの、自治体職員として働いてきた誇りがあります。公共施設が戦争に利用されることになれば、原告 [REDACTED] の人生が否定されます。このような気持ちを抱かせる新安保法制法に対して、強い憤りを感じています。新安保法制法は、原告 [REDACTED] の、住民の福祉のために尽くしてきた元地方公務員としての人生を否定するものであり、その人格権を著しく侵害するものです。

8 米海軍や自衛隊を擁する佐世保で生まれ育ち、基地反対・平和運動を行ってきた原告 [REDACTED] の場合

原告 [REDACTED] は、米海軍や自衛隊を擁する佐世保で生まれ育ちました。大学中退後、佐世保地区労で30数年間、中心となって基地反対・平和運動を続けてきました。

湾岸戦争、アフガン戦争、イラク戦争の際、佐世保からは揚陸艦が海兵隊員を輸送したり、大量の弾薬・燃料を中東まで輸送したりしました。佐世保は米軍の戦争に深くかかわってきた街です。

これからは、新安保法制法に基づいて「駆けつけ警護」や「米軍の艦船防護」という新しい任務を与えられた自衛隊が、米軍の「後方支援」ではなく「戦場で共に戦う」ことになります。

米国はトランプ大統領となって、これまでの外交・防衛政策に大きな変化が見られます。北朝鮮との関係は、米朝首脳会談が行われた後も予断を許さず、仮に米国が北朝鮮と交戦状態になり、日本が集団的自衛権を行使して北朝鮮を攻撃した場合、北朝鮮は日本の米軍基地や原発をミサイルで攻撃することは明白です。その場合、核弾頭や化学兵器などのミサイル攻撃で、米軍や自衛隊の基地はもとより佐世保の市街地は壊滅状態となります。原告 [REDACTED] は想像するだけで身の毛がよだつ思いです。

新安保法制法によって原告 [REDACTED] が被ったものは、まさに安全に生きることとその生命と身体、生活の安全への被害であり、平和的生存権を侵害されています。そして、原告 [REDACTED] は一人で生きる存在ではなく、家族や地域コミュニティ、そして日本という規模でも自分の生活にかかわるものであることから、自分の関わる生活の安全と平穏が根こそぎ破壊されるという人格権が侵害されています。

9 36年間海上自衛隊員として勤務してきた元自衛官である原告 [REDACTED] の場合

原告 [REDACTED] は、1970年18歳のときに海上自衛隊に入隊して、以来36年間勤務し、2006年に定年退職した元自衛官です。在職中、佐世保を母港とする護衛艦に乗艦し、魚雷の整備や発射などを担当しました。

日本が集団的自衛権を行使してアメリカが戦っている国を攻撃すれば、その国は当然日本に反撃します。これは日本が戦争に巻き込まれること、戦争の当事者になることを意味します。駆けつけ警護についても同じことが言えます。その時、戦闘を行う自衛隊員は、間違いなく負傷し、戦死します。

原告■は、若い自衛隊員の中には新安保法制法によって海外の戦争に動員されるのであれば自衛隊を辞めるという者がいると聞きました。しかし、現職の自衛隊員は政治活動への参加を禁止されており、新安保法制法を廃止して欲しいという声をあげられません。自衛隊員の家族も新安保法制法に反対の声をあげると現職の夫や子どもに迷惑をかけることを恐れ沈黙しています。原告■は、これらの後輩やその家族の声を代弁するためにも、本件訴訟の原告となりました。

原告■にとって現役自衛官である後輩たちは家族同様の弟妹や子どものような存在であり、彼らの戦死する場面を想像する度に心が強く締め付けられます。また、このことを自分の身に置き換えて考えると恐怖を覚えます。

新安保法制法によって、元自衛官である原告■は、他国との戦闘で自らが負傷し、または戦死するのと同じような心の苦しみ、恐怖を感じ、大きな精神的被害を受けているのであって、原告■の人格権が大きく侵害されています。

以上